

社会福祉法人本宮市社会福祉協議会有料広告掲載の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本宮市社会福祉協議会の広報誌に掲載することができる広告（以下「広告」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の目的)

第2条 広告掲載は、民間企業等との協働により新たな財源を確保し、地域福祉の向上を図ることを目的とする。

(掲載物)

第3条 広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）は、次のとおりとする。

(1) 広報誌「ふれあい」

(掲載の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

(1) 公共性及び中立性並びにその品位を損なうおそれのあるもの

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類するもののうち、青少年の健全な育成を阻害すると認められるもの

(3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの

(4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの

(5) その他広告として掲載することが妥当でないと会長が認めるもの

(広告掲載の優先順位)

第5条 広告掲載は、第9条に規定する広告掲載申込みの受付順とする。

(広告の掲載位置)

第6条 広告の掲載位置は、広告媒体ごとに次の各号のとおり定める。

(1) 各ページの下段1枠（横175ミリメートル・縦55ミリメートル）

(2) 各ページの下段1枠の2分の1相当（横85ミリメートル・縦55ミリメートル）

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、有料とし、当該掲載料は、広告媒体ごとに次の各号のとおり定める。

(1) 各ページの下段1枠 1回あたり20,000円

(2) 各ページの下段1枠の2分の1相当 1回あたり10,000円

(掲載希望者の募集)

第8条 会長は、広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）

を、広報誌等により 公募するものとする。

(広告の申込み)

第9条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする広告の原稿案を添えて、会長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第10条 会長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告の掲載を申し込んだ者(以下「広告主」という。)に広告掲載決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 広告掲載する旨の決定通知(以下「掲載決定通知」という。)を受けた広告主は、会長が指定する 期日までに、掲載しようとする広告の版下原稿又は広告物を提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告掲載料は、前条第2項の規定による掲載決定通知を受領した後において、会長が指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、会長が特別の理由があると認めるときは、掲載後に納付することができる。

(広告主の責任等)

第12条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 版下原稿及び広告物の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第13条 会長は、広告掲載を決定した後に、掲載内容に本会の運営上支障があると認められたとき、会長が指定する期日までに版下原稿若しくは広告物を提出しなかったとき又は第11条に規定する広告掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料の還付)

第14条 会長は、広告掲載料を受領した後に、広告主の責めに帰さない理由により広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった期間に相当する広告掲載料を還付するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により、書面を添えて広告掲載の取下げを会長に申し出ることができる。この場合においては、既納の広告掲載料は返還しない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。